

要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	回答
1 電源1'	全般	1つの計量単位に複数の揚水発電機が集約されている場合、発電機ごとに複数エリアで電源1'契約を結ぶことは可能か。 (例) 発電機A・Bで1BGコードを取得し、1計量単位となっている 発電機A:XエリアTSOと電源1'契約 発電機B:YエリアTSOと電源1'契約	複数エリアで電源1'契約を結ぶことは可能ですが、いただいた意見の前提のみでは判断しかねますので、必要な条件を踏まえて判断させていただきます。
2 電源1'	全般	応礼後、落札案件確定までに辞退を申し出た場合と、落札後に参加辞退が必要になった場合、どちらも退出に伴うペナルティ等は発生しないでしょうか？	ペナルティは発生しませんが、原則辞退のないようあらかじめ関係者と十分調整のうえ入札していただくようお願いいたします。
3 電源1'	全般	1,000kW未満のポジワット需要家をアグリゲーションする場合においても、複数の発電機の集約計量(受電点での計量)を希望する場合については、1,000kW以上の発電設備需要家同様に個別協議という理解でよろしいでしょうか？	入札内容を踏まえ判断させていただきます。
4 電源1'	全般	「提供期間を通じ、最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を入札時に提出」とありますが、具体的にどういった資料を求められるのでしょうか？	当該地点のみで、提供期間を通じ最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を提出願います。
5 電源1'	全般	ポジワット、ネガポジワットの場合においても、供給電圧は高圧以上の需要家に限られるという理解でよろしいでしょうか？(低圧は参加対象外でしょうか？)	アグリゲーションに参加できるポジワットはネガポジワットの場合も含め高圧以上とさせていただきます。
6 電源1'	全般	「過去、契約電力未達割り戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」を求めることがあり記載されているが、具体的にどういった資料を求められるのでしょうか？	過去契約電力未達割戻料金の対象となった原因が、今回の応札案件では発生しない、もしくは発生しないよう対応していること等がわかる資料を提出いただけます。何らかの資料の提出がなされない場合は、応札を無効とする場合があります。
7 電源1'	全般	「厳気象対応調整力の提供に必要な電氣事業法および関連法令に定める届出等の手続き」とは、アグリゲーターライセンス制度導入に伴う経産省の認証のことと認識しているが、提供開始前までに手続きが完了した旨を示すエビデンス提出などが必要でしょうか？	提供期間の開始までに、必要な手続きが完了した旨を示していただくことを予定しております。
8 電源1'	全般	同一の送配電事業者へ複数の入札書を提出する場合、入札書に捺印した印章の印鑑証明は原本1部とそれ以外はコピーを使用可能でしょうか？	原本はすべての入札に対し1部とし、その他案件にはコピーを添付いただくことで問題ありません。
9 電源1'	全般	越境入札について、昨年度は募集容量と、越境入札時に考慮される入札金額補正が定義されていましたが、本年度はEUE評価により越境可否が判断されるため、募集容量と入札額補正の概念がなくなったという理解でよろしいでしょうか？	2022年度電源1'調整力公募においては、当社以外の一般送配電事業者の系統との連系線の制約および、隣接エリアからの容量単価補正はありません。
10 電源1'	全般	kWh単価の登録を需給調整市場システムより実施するという事ですが、電源1'調整力公募のみ参加する場合においても、需給調整市場システムのアカウントを取得し、登録のみ活用するという事でしょうか？	ご認識通りです。具体的な手続き方法等につきましては契約協議の際に案内する予定です。なお、アカウント取得方法については、弊社ホームページの「調整力の公募」ページにて案内しております。
11 電源1'	全般	TSOより上げ指令にもかかわらず、下げ応動となっていた場合の評価につきまして、以下の理解でっておりますでしょうか？ 【kWの考え方】 拠点単位で未達コマ数を評価。ある拠点で下げ応動が発生したとした場合、当該拠点の未達コマ数は1となるが、他の拠点への評価へは影響しない。 例：二つの需要家で構成する札があり、ある需要家は1MWの上げ指令に対し、指令通り1MWの上げ応動を行った。一方で、もう一つの需要家は1MWの下げ応動となってしまった。その場合の札としてのkW評価は、(1MW + (-1MW)) = 0MWとなるのか、(1MW + (0MW)) = 1MWとなるのかを確認したい目的です) 【kWhの考え方】 札単位で供出kWhを合算評価。下げ応動が発生した場合はマイナス評価として合算され、札全体でトータルがマイナスとなった場合には、アグリゲーターからTSOへの精算が発生する。	未達判定、kWhの算定はいずれも札単位・30コマ単位で算定を行います。上げ指令にもかかわらず下げ応動となっていた場合、未達コマ1コマとし、下げ応動に応じた料金をTSOへお支払いいただきます。
12 電源1'	全般	実効性テストとの重複について、実効性テスト対象の電源と調整力公募対象の契約電源等が重複する場合には、同日中に実効性テストと電源1'発動指令が起こった際は、重複しない契約電源のみが電源1'発動対象となる と記載されていますが、この「契約電源等」とは、アグリゲートする「拠点単位」で整理されるという理解でよろしいでしょうか？(例えば、10拠点の負荷設備を1札としてアグリゲートして公募に参加しているうち、4拠点が実効性テスト対象の拠点であった場合、実効性テストと電源1'発動指令が同日発生した場合は、電源1'は6拠点分の契約容量にて発動対応する という意味でよろしいでしょうか？)	当該箇所における契約電源等とは各拠点のことを指します。例の場合では、実効性テストの対象の4地点を除く6拠点に対し、募集要綱第8章1項(11)に定める式により算定される量を指令します。
13 電源1'	全般	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、当該発動期間中に未達割戻が発生した場合の「基本料金」は、10拠点分の契約容量に基づく基本料金ではなく、6拠点分の契約容量に基づく基本料金にて、6拠点分の未達コマ数が掛け算されて算定されるという事でしょうか？	実効性テストと重複した場合の契約電力未達割戻料金の算定は標準契約書第16条に基づき算定を行います。
14 電源1'	全般	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、発動回数カウントはどのようになるのでしょうか？(上記の4拠点はこの1回については参加対象外ですが、札単位で見ると発動1回分としてカウントされるのでしょうか？)	実効性テスト指令と電源1'の指令が重複した場合でも1回としてカウントします。
15 電源1'	全般	実効性テスト発動時のkWh精算は、容量市場のルールに基づいて実施されるという理解でよろしいでしょうか？ 実効性テスト対象拠点：市場投入(相対取引または時間前市場への入札)によりkWh報酬を確保。 電源1'対象拠点：属地TSOよりのkWh報酬を受領。	ご認識の通りです。
16 電源1'	全般	ポジワットまたは、同一拠点でネガとポジを合算でアグリゲートする場合について、1拠点当たりの契約容量が1,000kW未満であれば、制限なくアグリゲートしてもいいという事でしょうか？	ご認識の通りです。同一拠点でのネガポジの供出電力の合算が1000kW未満であることが必要です。
17 電源1'	全般	【別紙】逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて 調整力公募に参加する発電設備は、単独でバランスグループ(調整電源バランスグループ)を設定することが入札条件という事ですが、「調整電源バランスグループ」として設定するという事であれば、当該BG設定期間中は実績電力量=発電計画電力量として扱われるという事でよろしいでしょうか？	調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことが原則であり、調整力として扱う期間は電源1'の発動があった期間(30分コマ)のみです。
18 電源1'	全般	発電設備を入札する場合においては、アグリゲーター自身が調整電源バランスグループを設定し、年間通じて発電計画の作成・提出が必要なのでしょうか？	必ずしもアグリゲータ自身が調整電源BGを設定していただく必要はありません。既存の発電契約者等と調整いただき、調整電源バランスグループを設定願います。調整電源バランスグループを設定した発電契約者にて発電計画の作成・提出を行っていただきます。
19 電源1'	様式3 ※5	集約する需要家等の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を選択してください。 a.本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ(他の応札者からの応札なし) b.本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ(他の応札者からの応札なし) 【質問】aとb.で文面が同じため、区別がつかなくどちらを選択すれば良いか？	aとb.で異なる文面としておりますので、改めてご確認をお願いいたします。
20 電源1'	第1章2	(原案) 主に10年に1回程度の猛暑・厳寒時等需給ひっ迫時(当社以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含みます。)に…(修正案) 以下の事象発生時に… 1. 電力利用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあてはまらない。10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている	電源1'の主な確保目的は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(広域機関)」にて整理されており、募集要綱の記載内容は、当該整理内容に沿ったものであると認識しております。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづく発動判断されることとなるため、それに関する説明資料(広域予備率に基づく電源1'発動について)を作成し、当社ホームページにて公表することといたしました。 ただし、具体的な運用方法(部分発動に関する詳細等)は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(広域機関)」にて継続検討のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することといたします。
21 電源1'	第2章1.(14)	(原案) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加も認められません。ただし、落札候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます。 (質問) 応札時点で具体的にどのような資料の提出が求められるのか、明確にいただきたい。 (理由) 効率よく必要な情報を収集し、入札書の評価していただくため。	応札時点におきましては、募集要綱 第6章 応札方法および提出様式に記載している内容に基づき入札書を提出頂きます。その内容について妥当性を確認させていただき資料を求める場合がありますが、入札案件(入札書の記載内容)により求める資料が異なることから、応札時点で明記することは困難と考えておりますので、その点ご理解いただきますようお願い致します。1例にはなりますが、応札案件において当該設備の重複のおそれがある場合、応札kWの妥当性を確認するための追加資料を求めることがあります。
22 電源1'	第3章 用語の定義	(原案) (18) 発電バランスグループ(発電BG) 単独または複数の発電所を保有する発電者の集まりで組成されるグループのことで、インバランス算定の単位となります。対象発電機(発電所)毎に単独の発電バランスグループを設定する必要があります。 (提案) 単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、小売りから拒否された)ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法；地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。 仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで少なくとも10MW程度の需要家の参加が不可能となる。(20年度1MW、BG組成無しで実運用済み) また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリゲーションの制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけでなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧小売りがポジワット需要家を囲い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しポジワットリソースを獲得することも阻害される)結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのポジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができましよう。このような観点からも、至急見直されるべきである。	発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めたとおり、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。電源1'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わずに単独BG化となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。 なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。 ※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間中切開前の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。 なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。 【参考：第11回ERAB検討会】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html
23 電源1'	第5章1.(5)c(b)	(原案)複数の需要者、発電設備またはその両方をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家および発電者が完全に一致するようにしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めることとしていただけないか？	供出電力(kW)が明確に区分できる場合は、複数入札を可能としております。複数入札について、明確な区分が可能であることを提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、可能とすることも考えられます。
24 電源1'	第5章3	(原案) 3. 電源1' 厳気象対応調整力が満たすべき運用要件等は、原則として、以下のとおりとします。(1)運用要件「電源1' 厳気象対応調整発動可能回数または、当社からの指令および要請は、1日1回を基本としますが、別途協議のうえ、1日に複数回の発動となる場合や、連日の発動となる場合があります。 (提案) 入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業に非価格要素評価点をつけていただけないか？また発動理由も明示していただけないか？ 【理由】 同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRは限られているため。 より多くの需要家の賛同を得るためには、理由の開示が必要となるため。	連日の発動は電源1'公募への参加に必要な要件の一つであり、1日複数回の発動に応じていただくことは、任意でのご協力と整理していますので、非価格要素点は加算いたしません。 発動理由に関する事項につきましては、2022年度以降、広域予備率にもとづく発動判断されることとなり、それに関する説明資料(広域予備率に基づく電源1'発動について)を当社ホームページにて公表することといたしました。 当該説明資料をご確認ください。
25 電源1'	第7章3.	(原案) (ステップ2) ただし、加算項目1は、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加算評価いたしません。 (提案)当社が属地TSOとならない場合でも、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。 【理由】 広域調達が活発とならず、将来の容量市場における発動指令電源との整合性も低くなってしまいうので。	「指令から調整までが1時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加算するものです。一方、他エリアの電源等は、連系線の設定変更等のため、これを満たせないことから、加算評価を行わないものですので、ご理解いただきますよう、お願い致します。

要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	回答
26	電源Ⅰ' 第8章(3)	(原案)(3)従量料金 d 当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動(発電等出力減)となっている場合、当該時間帯の属地TSOのインバランス単価を用い、「下げ応動量×インバランス単価」で算出される料金により精算を行ないます。 (提案)不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。 【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということが不合理ではないか?さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保してないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。	調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことが原則であり、即ち逆応動となった場合でも調整力として精算をするのが原則となりますので、この前提にてネガワット調整金等の協議を行ってください。
27	電源Ⅰ' 第8章1(11)	(原案)(11)ペナルティ 契約電力未達時罰料金の算定式 (b) 契約電力未達時罰料金の算定式に関して (提案) 容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか?	確保容量の考え方等を含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。
28	電源Ⅰ' 第8章1(11)	(原案)(d)なお～に読み替えます。 (質問)発動指令電源と電源Ⅰ'における契約設備が完全に一致している場合、実行性テスト実施時指令値はゼロとなる、という理解で正しいか?	ご認識の通りです。
29	電源Ⅰ' 第8章1(11)	(原案)(11)ペナルティ b 停止罰料金の(c)上記による「契約電力未達時罰料」と「停止罰料」の合計金額の上限は、年間の基本料金といたします。 (提案)停止罰料申請をし罰料金を控除されているにもかかわらず(発動対応できないことは明確)、発動時に未達ペナルティを取る前提と取れるが、こちら2重取りではないのか?停止罰料金を払うなら、未達ペナルティを徴収しないか、停止罰料申請自体を削除していただきたい。	停止罰料金は、乙の指令に備えた待機をすることができない日数(契約電力未達時罰料金を適用した日を除く)により算定を行うことから、二重取りになることはありません。 電源Ⅰ'は特に供給力が不足する局面で発動される調整力であるため、電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供時間中の停止は原則不可であり、停止かどうかに関わらず、発動対象になり、発動時には契約電力未達時罰料金の算定対象となります。なお、万一の設備故障等の際にはすみやかにご連絡いただくこととしております。 以上の前提において、指令の有無に関わらず発生する停止罰料金が存在すると、停止連絡を躊躇うことに繋がるおそれもありますので、停止罰料金は廃止させていただきます。
30	電源Ⅰ' 第9章2	(原案)2.調整電源BGの設定について(2)部分買取の発電場所のBG設定について 部分買取となっている発電場所を電源Ⅰ'に供出する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定していただきます)。 (提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、小売りから拒否された)ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ボジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法:地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。 仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで少なくとも10MW程度の需要家の参加が不可能となる。(20年度1MW、BG組成無しで実運用済み) また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリ」の制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなることや、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけでなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</a> さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧小売りがボジワット需要家を囲い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しボジワットリソースを獲得することも阻害される)結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのボジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができましよう。このような観点からも、至急見直されるべきである。	発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めるとおり、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。電源Ⅰ'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応力が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。 なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。 ※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間中切実の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。 なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。 【参考:第11回ERAB検討会】 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</a>
31	電源Ⅰ' 全般	【お願い】契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例:kW・kWh・運用申告書等の書面を複数の契約書を分けて一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】関係者全ての業務効率化のため	可能な限り一元化・簡素化に努めさせていただきます。運用に関する詳細事項を定める申告書等については、個別に取り扱わせていただくようお願いいたします。
32	電源Ⅰ' -	(原案)部分買取となっている発電場所を電源Ⅰ'に供出する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定していただきます)。 (修正案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、小売りから拒否された)ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ボジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法:地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。 仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで少なくとも10MW程度の需要家の参加が不可能となる。(20年度1MW、BG組成無しで実運用済み) また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリ」の制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなることや、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけでなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</a> さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧小売りがボジワット需要家を囲い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しボジワットリソースを獲得することも阻害される)結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのボジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができましよう。このような観点からも、至急見直されるべきである。	発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めるとおり、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。電源Ⅰ'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応力が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。 なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。 ※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間中切実の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。 なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。 【参考:第11回ERAB検討会】 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</a>
33	電源Ⅰ'	資本関係や人的関係がある会社は、同じTSOに対して応札窓口を一本化する旨、記載がございます。ご質問ですが、応札窓口と約定後の契約や運用、精算が別会社となる方法は認められますでしょうか?  例1 ・A社とB社は親会社と同じ。 ・A社はエリア①に、B社はエリア②に電源を保有。(①と②は隣接) ・応札窓口はA社に一本化。 →エリア②への応札はA社、落札後、契約や運用、精算はB社が行う方法は認められますでしょうか?  例2 ・A社とB社は親会社と同じ。 ・A社はエリア①に、B社はエリア②に電源を保有。(①と②は隣接) ・エリア②にA社の札とB社の札を別々に応札し両方も約定。 →エリア②のTSOは、A社とB社、別々に契約を結び、別々に運用・精算を行うことは可能でしょうか?  質問の背景: 隣接するエリアは全て応札が可能となりました。資本関係を有する各地の会社が隣接するエリア全てに応札する場合、応札エリアにリソースを有していないにも関わらず、日本全国で1社が担います。その1社は膨大な実務を担当することになり、支障をきたす場合がございます。	資本関係等がある会社は、同一TSOへの応札に対し、一本化していただきますが、落札決定以降については、資本関係等がある会社も含め、第三者へ譲渡することは可能です。 例1について、 エリア②への応札をA社に一本化し、落札決定後、B社へ譲渡するものと理解しましたが、この場合、対応可能です。 例2について、 エリア②への応札を資本関係のあるA社、B社が個々に応札することとなるため、この場合は認められません。
34	電源Ⅰ'	制度設計専門会合等において、逆潮流電源をアグリゲートして応札することが認められました。現在の需給状況を鑑みると、厳気象時には活用可能な発電設備は徹底活用するべきである事は明白です。以下の制約は、工場等の発電設備の活用について明らかな障壁となっている事から解決方法について提案致します。 電源Ⅰ'に参加する電源は「調整電源」として一年間を通じて単独BGで運用することが求められます。単独BG化によりインバラを他の電源と組み合わせることで吸収出来なくなるため、参入の障壁となっています。解決方法として、2点提案致しますのでご検討頂ければ幸いです。  提案: ①発動時のみ単独BGで運用 ・発電契約者が一つの電源で調整BGと非調整BGを運用し、発動時には託送優先順位を変更するなどして調整BGで増出力を受け止める。マイナスの実績が出た場合、下げ調整力と不足インバラを切り分けられない課題があるが、不足インバラと整理すれば対応が可能と考えている。(発電契約者は発動が無ければ不足インバラとなるため影響が小さい。) ②非調整電源として運用 ・非調整BGであっても個別の発電計画値は明らかのため、実績と計画値の差を算定することは可能。	発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めるとおり、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。電源Ⅰ'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応力が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。 なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。 ※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間中切実の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。 なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。 【参考:第11回ERAB検討会】 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</a>
35	電源Ⅰ'	アグリゲート可能な逆潮流電源の上限容量1,000kWを撤廃して頂くご検討をお願い出来れば幸いです。また、1,000kWで制限する理由を明らかにして頂きたいです。	調整力調達ガイドラインの趣旨を前提に、第14回ERAB検討会など公的な審議会等の場におけるこれまでの議論内容を踏まえたものであり、原案どおりとさせていただきます。